

随 意 契 約 結 果 書

工 事 名	北大東島（7）仮設等施設整備工事（技術協力業務対象工事）	工事場所	沖縄県北大東村内	種 別	建築一式	工 事 概 要	本工事は、北大東島における仮設等施設の整備に係る建築及び土木工事一式を行うものである。
契約の相手方	名 称 等	北大東島（6）隊庁舎等新設総合設計に係る技術協力業務対象工事 前田建設工業・國場組・与儀組 建設共同企業体	法 人 番 号	4010001008789			
	住 所	沖縄県那覇市西一丁目19番地9号		工 期	令和8年1月9日 ～ 令和10年5月30日		
契 約 金 額	￥ 6, 128, 100, 000（税込） （ ￥ 5, 571, 000, 000（税抜） ）						
予 定 価 格	￥ 6, 129, 368, 749（税込） （ ￥ 5, 572, 153, 409（税抜） ）						
契 約 年 月 日	令和8年1月8日						
選 定 理 由	会計法第29条の3第4項による。						

随意契約結果及び契約の内容

工 事 の 名 称	北大東島（7）仮設等施設整備工事（技術協力業務対象工事）																																	
工 事 概 要	<p>【建築工事】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">宿舎棟 1</td> <td style="width: 30%;">8 棟設置（鉄骨造 2 階建て</td> <td style="width: 40%;">延べ面積約 5 0 0 m²）</td> </tr> <tr> <td>福利厚生棟 1</td> <td>設置（鉄骨造 1 階建て</td> <td>延べ面積約 5 0 0 m²）</td> </tr> <tr> <td>福利厚生棟 2</td> <td>設置（鉄骨造 2 階建て</td> <td>延べ面積約 3 3 0 m²）</td> </tr> <tr> <td>宿舎棟 2</td> <td>設置（鉄骨造 1 階建て</td> <td>延べ面積約 1 6 0 m²）</td> </tr> <tr> <td>ユニット宿舎</td> <td>2 9 棟設置（鉄骨造 1 階建て</td> <td>延べ面積約 1 6 m²）</td> </tr> <tr> <td>厨房棟</td> <td>設置（鉄骨造 1 階建て</td> <td>延べ面積約 5 0 m²）</td> </tr> <tr> <td>洗濯・洗面所棟</td> <td>設置（鉄骨造 1 階建て</td> <td>延べ面積約 5 0 m²）</td> </tr> <tr> <td>トイレ棟</td> <td>2 棟設置（鉄骨造 1 階建て</td> <td>延べ面積約 2 0 m²）</td> </tr> <tr> <td>シャワー棟</td> <td>設置（鉄骨造 1 階建て</td> <td>延べ面積約 2 0 m²）</td> </tr> <tr> <td>監督員事務所</td> <td>設置（鉄骨造 2 階建て</td> <td>延べ面積約 3 2 0 m²）</td> </tr> <tr> <td>監督員宿舎</td> <td>設置（鉄骨造 1 階建て</td> <td>延べ面積 1 6 0 m²）</td> </tr> </table> <p>【土木工事】 防潮柵設置 約 1 0 0 m 仮設工事一式</p>	宿舎棟 1	8 棟設置（鉄骨造 2 階建て	延べ面積約 5 0 0 m ² ）	福利厚生棟 1	設置（鉄骨造 1 階建て	延べ面積約 5 0 0 m ² ）	福利厚生棟 2	設置（鉄骨造 2 階建て	延べ面積約 3 3 0 m ² ）	宿舎棟 2	設置（鉄骨造 1 階建て	延べ面積約 1 6 0 m ² ）	ユニット宿舎	2 9 棟設置（鉄骨造 1 階建て	延べ面積約 1 6 m ² ）	厨房棟	設置（鉄骨造 1 階建て	延べ面積約 5 0 m ² ）	洗濯・洗面所棟	設置（鉄骨造 1 階建て	延べ面積約 5 0 m ² ）	トイレ棟	2 棟設置（鉄骨造 1 階建て	延べ面積約 2 0 m ² ）	シャワー棟	設置（鉄骨造 1 階建て	延べ面積約 2 0 m ² ）	監督員事務所	設置（鉄骨造 2 階建て	延べ面積約 3 2 0 m ² ）	監督員宿舎	設置（鉄骨造 1 階建て	延べ面積 1 6 0 m ² ）
宿舎棟 1	8 棟設置（鉄骨造 2 階建て	延べ面積約 5 0 0 m ² ）																																
福利厚生棟 1	設置（鉄骨造 1 階建て	延べ面積約 5 0 0 m ² ）																																
福利厚生棟 2	設置（鉄骨造 2 階建て	延べ面積約 3 3 0 m ² ）																																
宿舎棟 2	設置（鉄骨造 1 階建て	延べ面積約 1 6 0 m ² ）																																
ユニット宿舎	2 9 棟設置（鉄骨造 1 階建て	延べ面積約 1 6 m ² ）																																
厨房棟	設置（鉄骨造 1 階建て	延べ面積約 5 0 m ² ）																																
洗濯・洗面所棟	設置（鉄骨造 1 階建て	延べ面積約 5 0 m ² ）																																
トイレ棟	2 棟設置（鉄骨造 1 階建て	延べ面積約 2 0 m ² ）																																
シャワー棟	設置（鉄骨造 1 階建て	延べ面積約 2 0 m ² ）																																
監督員事務所	設置（鉄骨造 2 階建て	延べ面積約 3 2 0 m ² ）																																
監督員宿舎	設置（鉄骨造 1 階建て	延べ面積 1 6 0 m ² ）																																
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 沖縄防衛局長 村井 勝 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納 2 9 0 - 9																																	
契 約 年 月 日	令和 8 年 1 月 8 日																																	
契 約 業 者 名	北大東島（6）隊庁舎等新設総合設計に係る技術協力業務対象工事 前田建設工業・國場組・与儀組 建設共同企業体																																	
契約業者の住所	沖縄県那覇市西 1 丁目 1 9 番地 9 号																																	
契 約 金 額	6, 1 2 8, 1 0 0, 0 0 0 円（税込み）																																	
予 定 価 格	6, 1 2 9, 3 6 8, 7 4 9 円（税込み）																																	
随意契約によることとした理由	<p>本事案は、北大東島において新たに航空自衛隊の基地を建設することに伴い必要となる複数の施設を集中的に実施していく大型事業であるとともに、その実施に当たっては、島の生活に影響を及ぼさないよう施工計画・仮設計画等が必要となるなど、発注者が最適な仕様を設定できない工事である。</p> <p>このような工事を着実に実施していくためには、仕様の前提となる条件を確定できない早期の段階から、仮設計画や施工を念頭に置いた技術的な知見・ノウハウを設計に反映することが必要である。</p> <p>このため、設計段階から施工者が設計に関与し、施工者の技術を設計に取り入れる技術提案・交渉方式（技術協力・施工タイプ）を採用し、技術提案を求めた。</p> <p>選定に当たっては、「技術協力業務の実施に関する提案」、主たる事業課題に関する提案として「北大東島において、多数の施設の新設工事を行うに当たって、地質が礫性の石灰岩（硬岩相当）であることから、岩掘削が必要であるとともに、地下には多くの空洞（ドリネ）が存在するため、新設する施設の直下に空洞が位置する場合は荷重による影響の検討が必要となり、土工事等に多大な期間を要することが想定されることから、確実に工期を守るための岩掘削工法、掘削した岩の工事への流用方法並びに空洞対策に関する課題及び有効な対策に関する提案」及び「北大東島において、多数の施設の新設工事を行うに当たって、離島での工事で必要となる資機材の海上運搬、仮設ヤード（資機材置場、仮設事務所等）や作業員宿舎の整備並びにライフライン（工事や生活用の電気、給排水及び燃料等）の確保に関し、制約条件を踏まえたうえで、コスト抑制を意識した仮設計画への課題及び有効な対策に関する提案」並びに不測の事態の想定、対応力に関する提案として「北大東島において、工事期間中に台風や強風等が発生した際の工事現場や仮設ヤードの備え及び作業員宿舎への備蓄などを含めた自然環境に関する課題及び有効な対策に関する提案」について技術提案を審査した結果、事業目的の達成のために総合的に最も評価の高い技術提案を行った「北大東島（6）隊庁舎等新設総合設計に係る技術協力業務対象工事 前田建設工業・國場組・与儀組 建設共同企業体」を優先交渉権者として選定したものである。</p>																																	

	<p>本工事は、技術協力業務の対象施設のうち、仮設工事及び防潮柵設置工事に係る技術協力業務を反映した設計・施工計画に基づく工事を行うものであり、優先交渉権者である「北大東島（6）隊庁舎等新設総合設計に係る技術協力業務対象工事 前田建設工業・國場組・与儀組 建設共同企業体」が、工事を実施することが可能な唯一の者である。</p> <p>よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定に基づき随意契約を行うものである。</p>
工 事 場 所	沖縄県北大東村内
工 事 種 別	建築一式
工 期（自）	令和8年1月9日
工 期（至）	令和10年5月30日
備 考	

北大東島(7)仮設等施設整備工事(技術協力業務対象工事)
に係る契約者の選定経緯

1.工事概要

(1)発注者

沖縄防衛局

(2)工事名

北大東島(7)仮設等施設整備工事(技術協力業務対象工事)

(3)工事場所

沖縄県北大東村内

(4)工事内容

【建築工事】

宿舎棟1	8棟設置(鉄骨造2階建て	延べ面積約500㎡)
福利厚生棟1	設置(鉄骨造1階建て	延べ面積約500㎡)
福利厚生棟2	設置(鉄骨造2階建て	延べ面積約330㎡)
宿舎棟2	設置(鉄骨造1階建て	延べ面積約160㎡)
ユニット宿舎	29棟設置(鉄骨造1階建て	延べ面積約16㎡)
厨房棟	設置(鉄骨造1階建て	延べ面積約50㎡)
洗濯・洗面所棟	設置(鉄骨造1階建て	延べ面積約50㎡)
トイレ棟	2棟設置(鉄骨造1階建て	延べ面積約20㎡)
シャワー棟	設置(鉄骨造1階建て	延べ面積約20㎡)
監督官事務所	設置(鉄骨造2階建て	延べ面積約320㎡)
監督員宿舎	設置(鉄骨造1階建て	延べ面積160㎡)

【土木工事】

防潮柵設置 約100m

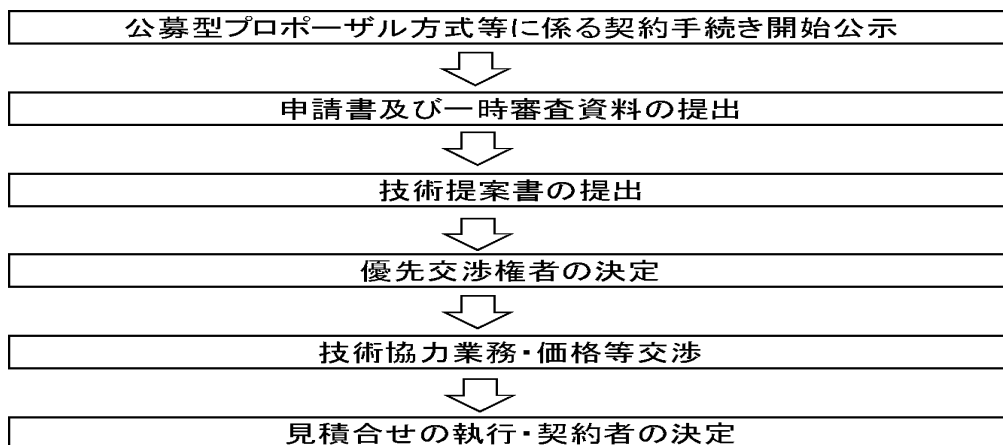
仮設工事一式

(5)工期

令和8年1月9日から令和10年5月30日まで

2.工事契約の経緯

(1)契約者決定の流れ



(2)契約者決定までの主な経緯

日 付	内容
令和6年8月5日～ 令和6年8月6日	技術提案・交渉方式に係る有識者への意見聴取(第1回)
令和6年9月2日～ 令和6年9月3日	技術提案・交渉方式に係る有識者への意見聴取(第2回)
令和6年 9月17日	競争参加資格・指名審査委員会(公示内容確認)
令和6年 9月20日	契約手続開始の公示
令和6年 9月20日～ 令和6年10月16日	申請書の提出期間
令和6年10月28日	競争参加資格・指名審査委員会(技術提案提出要請者決定)
令和6年10月29日	技術提案書の提出要請
令和6年10月29日～ 令和6年12月 4日	技術提案書の提出期間
令和6年12月12日	技術提案書提出者に対してのヒアリング
令和6年12月13日・ 令和6年12月16日	技術提案・交渉方式に係る有識者への意見聴取(第3回)
令和6年12月23日	競争参加資格・指名審査委員会(優先交渉権者決定)
令和6年12月24日	優先交渉権者決定
令和7年 1月24日	基本協定締結、技術協力業務委託契約、設計協力協定締結
令和7年11月 5日～ 令和7年11月 7日	工事における価格等交渉
令和7年11月 7日・ 令和7年11月13日	技術提案・交渉方式に係る有識者への意見聴取(第4回)
令和7年11月25日	競争参加資格・指名審査委員会(契約相手方特定)
令和7年11月26日	特定通知
令和7年12月16日	見積合せ
令和8年 1月 8日	工事請負契約締結

北大東島(7)仮設等施設整備工事(技術協力業務対象工事)
に係る契約者の選定経緯

1.工事概要

(1)発注者

沖縄防衛局

(2)工事名

北大東島(7)仮設等施設整備工事(技術協力業務対象工事)

(3)工事場所

沖縄県北大東村内

(4)工事内容

【建築工事】

宿舎棟1	8棟設置(鉄骨造2階建て	延べ面積約500㎡)
福利厚生棟1	設置(鉄骨造1階建て	延べ面積約500㎡)
福利厚生棟2	設置(鉄骨造2階建て	延べ面積約330㎡)
宿舎棟2	設置(鉄骨造1階建て	延べ面積約160㎡)
ユニット宿舎	29棟設置(鉄骨造1階建て	延べ面積約16㎡)
厨房棟	設置(鉄骨造1階建て	延べ面積約50㎡)
洗濯・洗面所棟	設置(鉄骨造1階建て	延べ面積約50㎡)
トイレ棟	2棟設置(鉄骨造1階建て	延べ面積約20㎡)
シャワー棟	設置(鉄骨造1階建て	延べ面積約20㎡)
監督官事務所	設置(鉄骨造2階建て	延べ面積約320㎡)
監督員宿舎	設置(鉄骨造1階建て	延べ面積160㎡)

【土木工事】

防潮柵設置 約100m

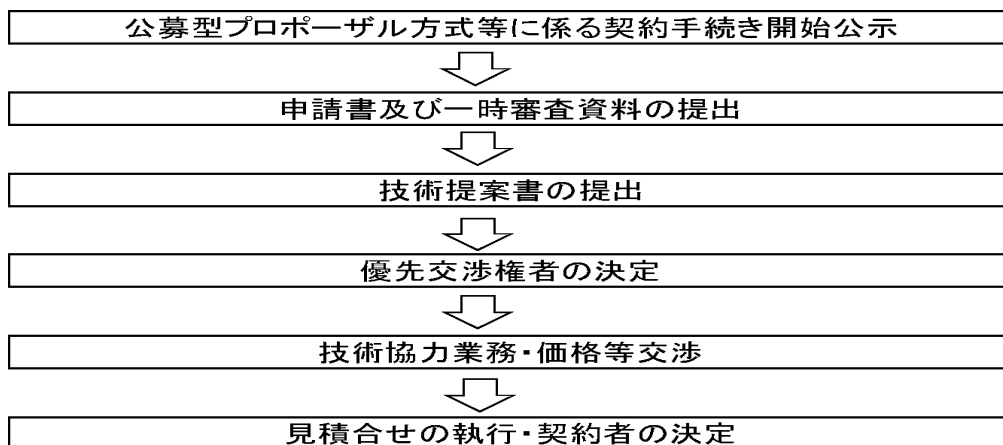
仮設工事一式

(5)工期

令和8年1月9日から令和10年5月30日まで

2.工事契約の経緯

(1)契約者決定の流れ



(2)契約者決定までの主な経緯

日 付	内容
令和6年8月5日～ 令和6年8月6日	技術提案・交渉方式に係る有識者への意見聴取(第1回)
令和6年9月2日～ 令和6年9月3日	技術提案・交渉方式に係る有識者への意見聴取(第2回)
令和6年 9月17日	競争参加資格・指名審査委員会(公示内容確認)
令和6年 9月20日	契約手続開始の公示
令和6年 9月20日～ 令和6年10月16日	申請書の提出期間
令和6年10月28日	競争参加資格・指名審査委員会(技術提案提出要請者決定)
令和6年10月29日	技術提案書の提出要請
令和6年10月29日～ 令和6年12月 4日	技術提案書の提出期間
令和6年12月12日	技術提案書提出者に対してのヒアリング
令和6年12月13日・ 令和6年12月16日	技術提案・交渉方式に係る有識者への意見聴取(第3回)
令和6年12月23日	競争参加資格・指名審査委員会(優先交渉権者決定)
令和6年12月24日	優先交渉権者決定
令和7年 1月24日	基本協定締結、技術協力業務委託契約、設計協力協定締結
令和7年11月 5日～ 令和7年11月 7日	工事における価格等交渉
令和7年11月 7日・ 令和7年11月13日	技術提案・交渉方式に係る有識者への意見聴取(第4回)
令和7年11月25日	競争参加資格・指名審査委員会(契約相手方特定)
令和7年11月26日	特定通知
令和7年12月16日	見積合せ
令和8年 1月 8日	工事請負契約締結

(3)工事实施者の選定方式

本事案は、北大東島において新たに航空自衛隊の基地を建設することに伴い必要となる複数の施設を集中的に実施していく大型事業であるとともに、その実施に当たっては、島の生活に影響を及ぼさないよう施工計画・仮設計画等が必要となるなど、発注者が最適な仕様を設定できない工事である。このような工事を着実に実施していくためには、仕様の前提となる条件を確定できない早期の段階から、仮設計画や施工を念頭に置いた技術的な知見・ノウハウを設計に反映することが必要である。このため、設計段階から施工者が設計に関与し、施工者の技術を設計に取り入れる技術提案・交渉方式（技術協力・施工タイプ）を採用することとした。

本方式は、技術提案に基づき選定された優先交渉権者と技術協力業務の契約を締結し、別の契約に基づき実施している設計に技術提案内容を反映させ、目標工期、工事額を算定した上で、価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に施工の契約を締結するものである。

(4)工事实施者の選定体制

技術提案等の審査・評価は、沖縄防衛局の競争参加資格・指名審査委員会に諮ったうえで決定した。

また、中立かつ公正な審査・評価の確保を図るため、下記の学識経験者4名に、公示前、技術審査段階、価格等の交渉段階において意見聴取を行った。

表－1 技術提案・交渉方式に係る意見聴取を行った学識経験者

氏名	所属
中田 幸造	琉球大学 工学部 教授
下里 哲弘	琉球大学 工学部 教授
仲松 亮	琉球大学 工学部 助教授
安里 和恭	安里公認会計士事務所 副所長

3.競争参加資格確認等

(1)競争参加資格確認

競争参加資格確認は、競争参加者としての適正な資格と必要な実績を有するかを審査するものである。

(2)審査結果

令和6年10月16日までに2者の応募があった。2者から提出された競争参加資格確認申請書について資格審査を行った結果、いずれの者も競争参加資格を満たしていた。競争参加資格を有する2者に対し令和6年10月29日付で技術提案書の提出要請を通知した。

4.技術提案審査

(1)技術提案審査の概要

技術提案審査にあたり、以下の3提案を求めた。

①技術協力業務に関する提案

(a)技術協力業務の実施に関する提案

②主たる事業課題に関する提案

(b)北大東島において、多数の施設の新設工事を行うに当たって、地質が礫性の石灰岩(硬岩相当)であることから、岩掘削が必要であるとともに、地下には多くの空洞(ドリーネ)が存在するため、新設する施設の直下に空洞が位置する場合は荷重による影響の検討が必要となり、土工事等に多大な期間を要することが想定されることから、確実に工期を守るための岩掘削工法、掘削した岩の工事への流用方法並びに空洞対策に関する課題及び有効な対策に関する提案

(c)北大東島において、多数の施設の新設工事を行うに当たって、離島での工事で必要となる資機材の海上運搬、仮設ヤード(資機材置場、仮設事務所等)や作業員宿舎の整備並びにライフライン(工事や生活用の電気、給排水及び燃料等)の確保に関し、制約条件を踏まえたうえで、コスト抑制を意識した仮設計画への課題及び有効な対策に関する提案

③不測の事態の想定、対応力に関する提案

(d)北大東島において、工事期間中に台風や強風等が発生した際の工事現場や仮設ヤードの備え及び作業員宿舎への備蓄などを含めた自然環境に関する課題及び有効な対策に関する提案

技術提案書は、2者すべてから提出があった。2者に対して技術提案を評価し、技術協力業務及び価格交渉を行う優先交渉権者1者及び次順位以下の交渉権者を決定した。技術提案の評価は、各者60分のヒアリングを実施し技術提案内容の確認を行ったうえで、上述の提案項目に関する提案内容を審査することで行った。

(2)審査結果

審査にあたっての評価基準及び配点は表—2、審査結果は表—3のとおりである。

表－2 評価基準

評価項目				配点
(1) 技術協力業務に関する提案	(a) 技術協力業務の実施に関する提案	理解度	業務目的、現地条件、与条件の内容理解度について、以下である場合に優位に評価する。 ・業務目的、現地条件、与条件に対して、適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するに当たって理解度が高い場合	10
		実施手順及び実施体制	業務実施手順を示す実施フロー及び実施体制について、以下である場合に優位に評価する。 ・実施手順の妥当性及び手順上の具体的な工夫がある場合 ・業務工程で与条件に対して、主要ポイントの抽出に対する着眼点が適切である場合 ・本業務の内容、規模に対して十分(具体的)な実施体制が確保されている場合	10
(2) 主たる事業課題に関する提案	(b) 北大東島において、多数の施設の新設工事を行うに当たって、地質が礫性の石灰岩(硬岩相当)であることから、岩掘削が必要であるとともに、地下には多くの空洞(ドリネ)が存在するため、新設する施設の直下に空洞が位置する場合は荷重による影響の検討が必要となり、土工事等に多大な期間を要することが想定されることから、確実に工期を守るための岩掘削工法、掘削した岩の工事への流用方法並びに空洞対策に関する課題及び有効な対策に関する提案	的確性	確実に工期を守るための岩掘削工法、掘削した岩の工事への流用方法並びに空洞対策に関する課題と有効な対応策に関する提案がある場合に優位に評価する。	30
		実現性	提案内容の実現性について、以下である場合に優位に評価する。 ・提案された内容について、実施事例や類似事例(事例は国内外を問わない。)の記述があり、提案に十分(具体的)な裏付けがある等の場合	15
	(c) 北大東島において、多数の施設の新設工事を行うに当たって、	的確性	コスト抑制を意識した課題と対応策について、課題が適切かつ論理的に整理されており、その対応策として有効な提案がある場合に優位に評価する。	30

	離島での工事で必要となる資機材の海上運搬、仮設ヤード(資機材置場、仮設事務所等)や作業員宿舍の整備並びにライフライン(工事や生活用の電気、給排水及び燃料等)の確保に関し、制約条件を踏まえたうえで、コスト抑制を意識した仮設計画への課題及び有効な対策に関する提案	実現性	提案内容の実現性について、以下である場合に優位に評価する。 ・提案された内容について、実施事例や類似事例(事例は国内外を問わない。)の記述があり、提案に十分(具体的)な裏付けがある等の場合 ・提案された内容について、コスト抑制を意識した内容となっており、裏付けがある等の場合	15
(3)不測の事態の想定、対応力に関する提案	(d) 北大東島において、工事期間中に台風や強風等が発生した際の工事現場や仮設ヤードの備え及び作業員宿舍への備蓄などを含めた自然環境に関する課題及び有効な対策に関する提案	的確性	台風や強風等への課題及び有効な対策について、以下である場合に優位に評価する。 ・着眼点、施工上の課題が適切かつ論理的に整理されており、その対応策として、安全確保のための有効な提案がある場合	20
		実現性	提案内容の実現性について、以下である場合に優位に評価する。 ・提案された内容について、実施事例や類似事例(事例は国内外を問わない。)の記述があり、提案に十分(具体的)な裏付けがある等の場合	10
合計				140

表-3 審査結果

件名：北大東島(6)隊庁舎等新設総合設計に係る技術協力業務

選定通知日：令和6年7月9日

業者名	技術提案				合計点	概要
	評価項目(a)	評価項目(b)	評価項目(c)	評価項目(d)		
A社	18.00	39.00	39.00	25.33	121.33	優先交渉権者
B社	16.00	33.00	33.00	24.00	106.00	交渉権者①

凡例

A社：北大東島(6)隊庁舎等新設総合設計に係る技術協力業務対象工事 前田建設工業・國場組・与儀組 建設共同企業体

B社：北大東島(6)隊庁舎等新設総合設計に係る技術協力業務対象工事 五洋建設・仲本工業・協栄海事土木 建設共同企業体

表-4 個別評価

評価項目		A 社	B 社
評価項目(a)	理解度	A	A'
	実施手順及び実施体制	A'	A'
評価項目(b)	的確性	A	A'
	実現性	B	B
評価項目(c)	的確性	A	A'
	実現性	B	B
評価項目(d)	的確性	A	A'
	実現性	A'	A'

凡例

(a)

理解度

A : 業務目的、現地条件、与条件について、適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するに当たって理解度が特に高い。

A' : 業務目的、現地条件、与条件について、適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するに当たって理解度が高い。

B : 業務目的、現地条件、与条件について、整理されており、本業務を遂行するに当たって理解度が評価に値する。

B' : 業務目的、現地条件、与条件について、記載があるが、内容が一般的である。

C : 業務目的、現地条件、与条件について、記載があるが、内容が不明確である。

— : 業務目的、現地条件、与条件について、記載があるが、内容が不適切である。

実施手順及び実施体制

A : 実施手順及び手順上の具体的な工夫、主要ポイントの抽出に対する着眼点、実施体制の確保について、適切かつ具体的に整理されており、内容が特に優れている。

A' : 実施手順及び手順上の具体的な工夫、主要ポイントの抽出に対する着眼点、実施体制の確保について、適切かつ具体的に整理されており、内容が優れている。

B : 実施手順及び手順上の具体的な工夫、主要ポイントの抽出に対する着眼点、実施体制の確保について、整理されており、内容が評価に値する。

- B' : 実施手順及び手順上の具体的な工夫、主要ポイントの抽出に対する着眼点、実施体制の確保について、記載があるが、内容が一般的である。
- C : 実施手順及び手順上の具体的な工夫、主要ポイントの抽出に対する着眼点、実施体制の確保について、記載があるが、内容が不明確である。
- : 実施手順及び手順上の具体的な工夫、主要ポイントの抽出に対する着眼点、実施体制の確保について、記載がない、または、内容が不適切である。

(b)

的確性

- A : 現場条件等を踏まえ提案された工法や施工手順等について、施工上及び維持管理上の課題が適切かつ論理的に整理されており、その対応策としての特に効果の高い提案がある。
- A' : 現場条件等を踏まえ提案された工法や施工手順等について、施工上及び維持管理上の課題が適切かつ論理的に整理されており、その対応策としての効果の高い提案がある。
- B : 現場条件等を踏まえ提案された工法や施工手順等について、施工上及び維持管理上の課題が整理されており、その対応策としての効果の有効な提案がある。
- B' : 現場条件等を踏まえ提案された工法や施工手順等について、施工上及び維持管理上の課題が記載されているが、その対応策としての内容が一般的である。
- C : 現場条件等を踏まえ提案された工法や施工手順等について、施工上及び維持管理上の課題が記載されているが、その対応策としての内容が不明確である。
- : 現場条件等を踏まえ提案された工法や施工手順等について、施工上及び維持管理上の課題が記載されていない、または、その対応策としての内容が不適切である。

実現性

- A : 実施事例や類似事例(事例は国内外を問わない。)の記述があり、当該施設の特異性(代替施設が施設内にない、施設の長期的利用等)を踏まえた維持管理に関する内容となっており、資機材、作業船の調達等に提案に対する現実性が特に高いと認められる十分な裏付けがある。
- A' : 実施事例や類似事例(事例は国内外を問わない。)の記述があり、当該施設の特異性(代替施設が施設内にない、施設の長期的利用等)を踏まえた維持管理に関する内容となっており、資機材、作業船の調達等に提案に対する現実性が高いと認められる裏付けがある。
- B : 実施事例や類似事例(事例は国内外を問わない。)の記述があり、当該施設の特異性(代替施設が施設内にない、施設の長期的利用等)を踏まえた維持管理に関する内

容となっており、資機材、作業船の調達等に提案に対する現実性が認められる裏付けがある。

B' : 実施事例や類似事例(事例は国内外を問わない。)の記述があり、当該施設の特殊性(代替施設が施設内にない、施設の長期的利用等)を踏まえた維持管理に関する内容となっているが、資機材、作業船の調達等に提案に対する現実性が認められない部分がある。

C : 実施事例や類似事例(事例は国内外を問わない。)の記述があり、当該施設の特殊性(代替施設が施設内にない、施設の長期的利用等)を踏まえた維持管理に関する内容となっているが、資機材、作業船の調達等に提案に対する現実性が認められない部分が多い。

— : 実施事例や類似事例(事例は国内外を問わない。)の記述があり、当該施設の特殊性(代替施設が施設内にない、施設の長期的利用等)を踏まえた維持管理に関する内容となっているが、資機材、作業船の調達等に提案に対する現実性が認められない。

(c)

的確性

A : 現場条件等や当該施設の特殊性(代替施設が施設内にない、施設の長期的利用等)を踏まえ提案された設計、工法又は施工手順等が、コスト抑制について適切かつ論理的に整理されており、その対応策としての特に効果の高い提案がある。

A' : 現場条件等や当該施設の特殊性(代替施設が施設内にない、施設の長期的利用等)を踏まえ提案された設計、工法又は施工手順等が、コスト抑制について適切かつ論理的に整理されており、その対応策としての効果の高い提案がある。

B : 現場条件等や当該施設の特殊性(代替施設が施設内にない、施設の長期的利用等)を踏まえ提案された設計、工法又は施工手順等が、コスト抑制について適切かつ論理的に整理されており、その対応策としての有効な提案がある。

B' : 現場条件等や当該施設の特殊性(代替施設が施設内にない、施設の長期的利用等)を踏まえ提案された設計、工法又は施工手順等が、コスト抑制について適切かつ論理的に整理されているが、その対応策としての提案が一般的である。

C : 現場条件等や当該施設の特殊性(代替施設が施設内にない、施設の長期的利用等)を踏まえ提案された設計、工法又は施工手順等が、コスト抑制について適切かつ論理的に整理されているが、その対応策としての提案が不明確である。

— : 現場条件等や当該施設の特殊性(代替施設が施設内にない、施設の長期的利用等)を踏まえ提案された設計、工法又は施工手順等が、コスト抑制について適切かつ論理的に整理されていない、または、その対応策としての提案が不適切である。

実現性

- A : 実施事例や類似事例(事例は国内外を問わない。)の記述があり、コスト抑制を意識した内容となっており、提案に対する現実性が特に高いと認められる十分な裏付けがある。
- A' : 実施事例や類似事例(事例は国内外を問わない。)の記述があり、コスト抑制を意識した内容となっており、提案に対する現実性が高いと認められる裏付けがある。
- B : 実施事例や類似事例(事例は国内外を問わない。)の記述があり、コスト抑制を意識した内容となっており、提案に対する現実性が認められる裏付けがある。
- B' : 実施事例や類似事例(事例は国内外を問わない。)の記述があり、コスト抑制を意識した内容となっているが、提案に対する現実性が認められない部分がある。
- C : 実施事例や類似事例(事例は国内外を問わない。)の記述があり、コスト抑制を意識した内容となっているが、提案に対する現実性が認められない部分が多い。
- : 実施事例や類似事例(事例は国内外を問わない。)の記述があり、コスト抑制を意識した内容となっているが、提案に対する現実性が認められない。

(d)

的確性

- A : 着眼点、施工上の課題が適切かつ論理的に整理されており、その対応策として、安全確保のための特に効果の高い提案がある。
- A' : 着眼点、施工上の課題が適切かつ論理的に整理されており、その対応策として、安全確保のための効果の高い提案がある。
- B : 着眼点、施工上の課題が整理されており、その対応策として、安全確保のための有効な提案がある。
- B' : 着眼点、施工上の課題が記載されているが、その対応策として安全確保のための提案内容が一般的である。
- C : 着眼点、施工上の課題が記載されているが、その対応策として安全確保のための提案内容が不明確である。
- : 着眼点、施工上の課題が記載されているが、その対応策として安全確保のための提案内容が不適切である。

実現性

- A : 実施事例や類似事例(事例は国内外を問わない。)の記述があり、提案に対する実現性が特に高いと認められる十分な裏付けがある。
- A' : 実施事例や類似事例(事例は国内外を問わない。)の記述があり、提案に対する実現性が高いと認められる裏付けがある。

- B : 実施事例や類似事例(事例は国内外を問わない。)の記述があり、提案に対する実現性が認められる裏付けがある。
- B' : 実施事例や類似事例(事例は国内外を問わない。)の記述があるが、提案に対する実現性が認められない部分がある。
- C : 実施事例や類似事例(事例は国内外を問わない。)の記述があるが、提案に対する実現性が認められない部分が多い。
- : 実施事例や類似事例(事例は国内外を問わない。)の記述がない、または、提案に対する実現性が認められない。

5. 価格等交渉

(1) 実施方法

発注者及び優先交渉権者で技術協力業務の契約を締結するに当たり、設計業務及び技術協力業務完了後の工事の契約に向けた価格等の交渉等に関する基本協定を令和7年1月24日に締結した。

(2) 経過

基本協定書に基づき、4回の価格等交渉を実施した。主な経過は以下の通りである。

【第1回】令和7年11月5日

積算条件、積算数量、積算基準、積算単価、施工条件及び施工範囲の確認。

【第2回】令和7年11月6日

第1回での質疑事項の確認。

見積単価を採用する項目に関し、その根拠として信頼性のある資料があるか確認。

【第3回】令和7年11月7日

当省で同様の積算条件で積算を行った結果、著しく乖離していないことを確認。

上記3回の価格等交渉を踏まえ、発注者において優先交渉権者の価格の妥当性を確認したことから、令和7年11月7日、13日、学識経験者に価格等交渉結果について報告し、価格交渉結果及び交渉成立の妥当性が確認された。

(3) 価格の妥当性の検証について

優先交渉権者から提出された工種毎における見積額の妥当性の検証については、以下のとおり行い、見積り条件やヒアリング等により妥当性を確認した。

- ① 歩掛については、原則、標準歩掛と著しく乖離していないことを確認した。
- ② 単価(労務単価、資材単価、機械経費)については、原則、物価誌等で公表している統一単価及び市場単価と著しく乖離していないを確認した。

③ 優先交渉権者の見積額については、積算基準等と著しく乖離していないこと、根拠として信頼性のある資料が確認でき、その内容の妥当性が認められた。

(4) その他

価格等交渉の過程で決定した施工条件等については、特記仕様書に記載し契約に反映させた。

(5) 見積合せ

実施日時 令和7年12月16日

6. 契約相手方の決定

(1) 工事名: 北大東島(7)仮設等施設整備工事(技術協力業務対象工事)

(2) 契約者: 北大東島(6)隊庁舎等新設総合設計に係る技術協力業務対象工事
前田建設工業・國場組・与儀組 建設共同企業体

(3) 工事場所: 沖縄県北大東村内

(4) 工事請負契約締結日: 令和8年1月8日

(5) 契約金額:

予定価格 6,129,368,749 円(消費税及び地方消費税を含む)

契約金額 6,128,100,000 円(消費税及び地方消費税を含む)

7. 技術提案・交渉方式に係る専門部会の経緯

本工事の手続きにあたっては、中立かつ公正な審査を行うため、学識経験者に、全4回の意見聴取を行った。

各委員会の開催日及び意見聴取事項等は以下のとおり。

【第1回意見聴取 公示前】

1) 開催日: 令和6年8月5日(月)～同年8月6日(火)

2) 意見聴取事項

① 技術提案・交渉方式の適用の可否について

3) 主な意見

① 技術提案・交渉方式を適用することは、妥当性がある。

【第2回意見聴取 公示前】

1) 開催日: 令和6年9月2日(月)～同年9月3日(火)

2) 意見聴取事項

① 技術提案範囲・項目・評価基準について

② 参考額の設定方法について

③ 交渉手順について

3) 主な意見

① 技術提案範囲・項目・評価基準について、妥当性がある。

② 参考額の設定方法について、妥当性がある。

③ 参考額の設定を含めた価格等の交渉の実施に係る事項、交渉結果の公表事項について、妥当性がある。

【第3回意見聴取 技術審査段階】

1) 開催日:令和6年12月13日(金)・同年12月16日(月)

2) 意見聴取事項

① 各競争参加者の技術提案内容について

② 個別評価項目の技術審査・評価内容について

③ 各競争参加者の技術評価点・順位について

④ 技術提案に対する講評について

⑤ 優先交渉権者選定、交渉権者選定及び非選定について

⑥ 価格等の交渉手順について

3) 主な意見

① 技術提案内容について、成立性・妥当性がある。

② 各技術提案の個別評価項目に対する審査及び評価結果について、妥当性がある。

③ 技術評価点・順位について、妥当性がある。

④ 技術提案に係わる競争参加者全般にわたる総合講評及び各競争参加者に対する個別講評について、妥当性がある。

⑤ 非選定とする理由等について、妥当性がある。

⑥ 価格等の交渉手順について、妥当性がある。

【第4回意見聴取 価格等の交渉段階】

1) 開催日:令和7年11月7日(金)・同年11月13日(木)

2) 意見聴取事項

① 価格等の交渉の合意の内容について

② 交渉成立について

③ 予定価格について

3) 主な意見

① 合意した見積条件、工事費等について、妥当性がある。

② 交渉を成立とすることについて、妥当性がある。

③ 算定の考え方について、妥当性がある。